

通所型サービス重要事項説明書

< 令和6年6月1日現在 >

- 当センターが、提供するサービスについての相談窓口
 電話 0244-23-0818 (午前9時～午後5時)
 0244-24-1677 (営業時間外・長寿荘)
 担当 生活相談員 石橋 正敏
 * 不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. けやきデイサービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類

センター名称	けやきデイサービスセンター
所在地	南相馬市原町区小川町425
介護保険指定番号	通所介護 0791200165号

(2) 同センターの職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	
管理者	社会福祉施設長	1名(1)		施設統括	
生活相談員	介護福祉士 (介護職員兼務)	2名(2)		施設、在宅の介護相談等	
事務長		1名()		施設会計、経理、給与等	
栄養士	管理栄養士	1名()		栄養管理等	
看護・介護職	看護職員	准看護師	1名(1)	看護、健康管理等	
	介護職員	介護福祉士 (生活相談員兼務)	2名(2)	1名	介護、処遇、運転等
		介護福祉士	1名()		
介助員 (その他)	2級ヘルパー 初任者研修	名()	2名 名	介護、処遇等 介護補助	
機能訓練指導員	准看護師 (看護職員兼務)	1名(1)		機能訓練指導等	

(3) 同センターの設備の概要

定員	18名	事務室兼相談室	1室
食堂	1室	休養室兼介護者教育室(和室)	1室
日常動作訓練室	1室	休養室(洋室)	1室・6床
浴室	一般浴槽	送迎車	3台
	機械浴槽 シャワー浴槽		

(4) サービス提供エリア 南相馬市内

(5) 通所介護の内容

*利用日 毎週 曜日 曜日
*利用時間 午前9時00分～午後4時00分
*ご利用場所 南相馬市原町区小川町425
けやきデイサービスセンター

営業時間

月曜日～金曜日 午前8時00分 ～ 午後5時30分
土曜日・日曜日 定休日
緊急連絡（電話） 0244-23-0818
12月30日～1月3日 までは休業となります。

3 サービス内容

- ① 送迎 …… ご自宅及びご指定の所へ送迎いたします。また、身体状況に応じた対応にて送迎致します。
- ② 健康状態の確認 …… 看護師が、血圧、脈拍、体温等の健康状態をチェックし、利用者の健康管理をします。
- ③ 食事 …… 栄養士により、栄養面、嗜好に配慮し医師の指示による治療食、お粥等の希望を実施します。
- ④ 入浴 …… 一般浴、機械浴、シャワー浴にて状態に応じた入浴を行います。ただし、入浴が不可能な状態の時には中止となる場合があります。
- ⑤ 機能訓練 …… 生活リハビリを基本に、リズム体操、棒体操、余暇活動、行事等を通しての機能訓練を行います。
- ⑥ 生活相談 …… 常勤の生活相談員が介護以外の日常生活に関することも含めて、相談に応じます。
- ⑦ 行事・レクリエーション等 …… 季節感のある行事、レクリエーション等を計画しています。

4 料金

① 利用料金

区 分	介護保険適用時の自己負担 (1割負担)	介護保険適用時の自己負担 (2割負担)
要支援1	1ヶ月あたり 1,798円	1ヶ月あたり 3,596円
要支援2	1ヶ月あたり 3,621円	1ヶ月あたり 7,242円

② 通所型独自サービス提供体制加算（I）

要支援1 …… 88単位
要支援2 …… 176単位 の追加加算になります。

③ 介護職員処遇改善加算（I）…（①+②） × 利用回数 × 9.2%

④ 科学的介護推進体制加算 …… 1回 40単位

⑤ 昼食代 1食あたり 620円 （全額自己負担）

⑥ その他、行事、諸活動等にかかる費用は、自己負担となります。

⑦ おむつ代

紙オムツ Mサイズ 1枚 80円	紙オムツ Lサイズ 1枚 90円
リハビリパンツ Mサイズ 1枚 100円	リハビリパンツ Lサイズ 1枚 110円
リハビリパンツ LLサイズ 1枚 120円	尿取りパッド 1枚 20円

*介護保険適用時の場合でも、保険料の滞納などにより、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日当たりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供書の後日、南相馬市、市役所の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

※ 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、14日以内にお支払いください。
お支払いいただきますと、領収書を発行します。
お支払方法は、現金振込、現金の2通りの中から契約の際に選べます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話でご相談ください。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合、事前に介護支援専門員と相談していただきます。

(2) サービスの終了

① お客様の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わなかった場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気などにより、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族が当センターや当センターのサービス従業員に対して本契約を契約し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。
- ・当法人において、コロナ・インフルエンザ等感染症のまん延によりデイサービス稼働を中止する

場合があります。休業の場合は、各事業所、利用者・家族様に連絡します。

6 当センターの特徴等

(1) 運営の方針

- ① 事業所の生活相談員等は、要介護者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助及び機能訓練を行う。
- ② 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2) 事業の目的

- ① 社会福祉法人伸生福祉会が開設するデイサービスセンター指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員又は看護職員、介護職員等の者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(3) サービス利用にあたっての留意事項

- 送迎時間の連絡について
交通事情等により送迎に大幅な遅れが予測される場合には、随時連絡いたします。
- 体調の確認について
ご利用当日、状態の変化が感じられたときには、体温等をチェックしたうえのご利用をお願いします。無理のないご利用をお願いします
- 体調不良によるサービスの中止について
ご利用者の心身の状況等により、特段の配慮が必要な場合には、ご利用者およびその家族等と当センターとの協議により、サービスの中止を決定するものとします。
- 食事について
昼食のお持ち帰りは、ご遠慮くださるようお願いいたします。
- 入浴について
健康状態等により中止する場合もございます。
- 設備、器具の利用について
ご利用者は、当センターの設備、器具等をその本来の用途に従って使用するものとします。
ご利用者は、当センターの設備、器具等について、故意または重大な過失により、滅失、破損、汚損した場合には自己の費用により現状に復するか、また相当の代価を支払うものとします。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに救急車を要請する等の必要な措置を講じます。

8 非常災害対策

当センターでは、年2回防災訓練を実施し、防災への認識を高めると共に訓練の大切さを理解していただくことに努めています。また、防災設備の維持管理を行い、火災、震災、その他の予防及び、人命の安全ならびに被害の軽減を図るよう努力しています。

防災責任者 氏名 渡 部 真 文

9 サービス内容に関する苦情

苦情解決責任者 施設長 中里 祐一
苦情受付担当者 業務次長副管理者 高玉 政博
受付日時 毎週月曜日から金曜日 8:30 ~ 17:15
電話番号 0244-23-0818
FAX 0244-23-0818

第三者委員

受付日時 毎週月曜日から金曜日 8:30 ~ 17:15
(土、日、祝日、12/30 ~ 1/3 は休み)

氏名	遠藤 美保子	大橋 功	岡田 規代
電話番号	0244-23-5965	0244-22-4480	0244-23-1921

・御意見箱の設置により御自由な御意見等も受け付けております。

10 事故発生時の対応

サービス提供の過程において事故（異常事態）が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講ずるとともに、速やかに家族等に事故の発生状況及び今後の対応等について説明をします。また、利用者及び家族等と話し合い必要な損害賠償等の措置をします。再発防止及び予防に努めます。

11 虐待の防止について

施設におけるご利用者様の人権の擁護・虐待防止のための指針を整備し、職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
また、ご家族や、職員からの虐待の相談があった場合は、内容を確認し、虐待が疑われる場合は通報義務に基づき、速やかに市町村へ通報いたします。

12 秘密保持の厳守

職員は、業務上知り得た利用者、家族の秘密保持に努めます。また、職員でなくなった後も継続いたします。

13 個人情報の保護

事業所は、施設の個人情報に関する基本的方針及び個人情報の利用目的に添って個人情報の保護に努めます。また、ご利用者のケース記録、施設サービス計画書については退所後 5 年間の保存といたします。

14 感染対策

施設における感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。
また、定期的に研修に参加し、全職員に周知することに努めます。

15 身体拘束の廃止についての取り組み

身体拘束廃止の指針を整備し原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前にご利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得ると共にその対応及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由について記録いたします。

16 福祉の評価（福祉サービス第三者評価）について

当事業所は、福祉評価（福祉サービス第三者評価）を受けておりません。

17 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 伸生福祉会
代表者役職・氏名	理事長 渡邊 泰章
本部所在地・電話番号	南相馬市原町区小川町 409・0244-24-1677
定款の目的に定めた事業	1、特別養護老人ホーム 長寿荘 2、老人デイサービスセンター事業 (けやきデイサービスセンター) 3、老人短期入所事業(長寿荘) 4、居宅介護支援事業

施設・拠点等	1、通所介護	1ヶ所
	2、特別養護老人ホーム	1ヶ所
	3、短期入所生活介護	1ヶ所
	4、居宅介護支援事業	1ヶ所

令和 年 月 日

あなたに対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

所在地	南相馬市原町区小川町 425	
名称	けやきデイサービスセンター	
所長	中里 祐一	印

説明者	けやきデイサービスセンター	
氏名	生活相談員 石橋 正敏	印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

本人	住所	
	氏名	印

ご家族代表者	住所	
	氏名	印